

海上保安庁職員選考採用 (課長補佐級・係長級)

1. 職務内容

海上保安庁では、次のとおり課長補佐級及び係長級職員の選考採用を行います。主な担当業務は3(1)採用予定官職のとおりです。

2. 応募資格

かつて海上保安官として勤務し、退職した元職員であり、採用時において次の有効な資格を有することが必要です。ただし、海上保安学校水路課程及び海洋科学課程卒業者は資格不要です。

(1) 海上保安大学校卒業者等

航海： 電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された三級海技士（航海）以上の海技免状（※注意）

機関： 三級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状

通信： 次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者

ロ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者

(2) 海上保安学校（航海、機関、主計）卒業者及び門司分校修了者

航海： 電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された四級海技士（航海）以上の海技免状（※注意）

機関： 四級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状

主計： 船舶料理士資格証明書

(※注意)

平成26年3月31日までに海技士（航海）に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年国土交通省令第1号）附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

(3) 海上保安学校（通信課程、灯台課程、情報システム課程）卒業者及び門司分校修了者

次のいずれかに該当する者

① 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者

② 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有する者

③ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者

(4) 航空要員として任用されていた者

飛行： 国土交通大臣が交付した回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書及び操縦等可能期間内の技能証明書（特定操縦技能審査／確認）を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者

整備： 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明を有する者

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

3. 採用予定官職及び人数

(1) 採用予定官職

学歴等		採用予定官職
海上保安大学校卒業者		巡視船首席・主任航海士等 PLH型巡視船首席・主任飛行士、航空基地上席・主任飛行士、 PLH型巡視船首席・主任整備士、航空基地上席・主任整備士等
海上保安学校卒業者	航海、機関、主計課程 船舶運航システム課程 (航海、機関、主計コース)	巡視船(艇)首席・主任航海士等
	水路課程、海洋科学課程	本庁の係長級 管区本部の課長補佐級・係長級 (職員の配置状況により、希望する管区本部とならないこともあります。)
	通信課程	巡視船首席・主任通信士 管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級・係長級
	灯台課程	管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級・係長級
	情報システム課程	巡視船首席・主任通信士 管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級・係長級
	門司分校修了者	巡視船(艇)首席・主任航海士等
	航空要員として任用されていた者	PLH型巡視船首席・主任飛行士、航空基地上席・主任飛行士等 PLH型巡視船首席・主任整備士、航空基地上席・主任整備士等

※ 採用後の異動により、本庁や異なる管区、施設等機関（海上保安大学校・海上保安学校）での勤務となる場合があります。

※ 「申込書」（様式1）にて、採用希望官職を記載（併願可。）して下さい。原則として退職時の官職と同等以下で採用しますが、退職時の階級や勤務状況を考慮のうえ、申込者の相談に応じます。

(2) 採用予定人数

別紙「採用予定人数」のとおりです。

4. 採用予定時期

原則として、令和7年4月1日

※ 採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

5. 勤務地

試験地の管区等人事課において、職員の配置状況等に応じて決定します。

6. 給与

- (1) 採用時の俸給（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給（年1回）等があります。
- (2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。
- ① 地域手当（俸給等の3/100～20/100）
 - ② 扶養手当（子月額1万円等）
 - ③ 住居手当（家賃月額により異なるが、月額最高2.8万円）
 - ④ 通勤手当（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高5.5万円）等）
 - ⑤ 超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
 - ⑥ 期末・勤勉手当（成績区分が良好（標準）の場合、1年間に俸給等の約4.5月分）

7. 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 選考日程

令和6年11月上旬から12月下旬までの間で、試験地の管区等人事課の指定する日

(2) 選考方法

作文試験	文章による表現力等について、試験を行います。
人物試験	面接により人柄等について、試験を行います。
身体測定	身長、体重、視力、色覚、聴力について測定を行います。 ※出身課程により、測定を行わない項目もあります。

体力検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上体起こし（筋持久力） ひざを曲げ、あおむきに寝た姿勢で、30秒間のうちに何回上体を起こすことができるかを検査します。男子21回以上、女子13回以上を基準とします。 ・ 反復横跳び（敏しょう性） 100cm間隔に引かれた3本のライン上で、20秒間のうちに何回サイドステップすることができるかを検査します。男子44回以上、女子37回以上を基準とします。 ・ 鉄棒両手ぶら下がり 水平に設置された直径約2.8cmの鉄棒を両手でにぎり、両足を床から離してぶら下がり、10秒以上耐えることができるかを検査します。 <p>※水路課程及び同海洋科学課程の卒業者は鉄棒両手ぶら下がりのみ実施します。</p>
------	--

(3) 試験地

試験地	試験部署	郵便番号	所在地	電話番号
東京都	海上保安庁 人事課	100-8976	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-6361
小樽市	第一管区海上保安本部 人事課	047-8560	小樽市港町 5-2	0134-27-0118
塩釜市	第二管区海上保安本部 人事課	985-8507	塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111
横浜市	第三管区海上保安本部 人事課	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1118
名古屋市	第四管区海上保安本部 人事課	455-8528	名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1611
神戸市	第五管区海上保安本部 人事課	650-8551	神戸市中央区波止場町 1-1	078-391-6551
広島市	第六管区海上保安本部 人事課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111
北九州市	第七管区海上保安本部 人事課	801-8507	北九州市門司区西海岸 1-3-10	093-321-2931
舞鶴市	第八管区海上保安本部 人事課	624-8686	舞鶴市字下福井 901	0773-76-4100
新潟市	第九管区海上保安本部 人事課	950-8543	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-0118
鹿児島市	第十管区海上保安本部 人事課	890-8510	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9800
那覇市	第十一管区海上保安本部 人事課	900-8547	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118

※ 試験は「申込書」（様式1）の採用希望管区等に記載した管区等人事課が指定する場所で行い、「航空要員として任用されていた者」は、本庁人事課が指定する場所（東京都内）で行います。

※ 試験時は受付票、筆記具、免許等（受験資格に定める免状、免許、証明書等）、運動靴、運動のできる服装を持参して下さい。

(4) 最終合格発表日

令和7年1月下旬までに、選考採用の可否を郵送にて通知します。

8. 応募方法

(1) 受付期間

令和6年10月1日から令和6年10月31日まで

(2) 提出書類

① 申込書1部（様式1）

- ・ 必要事項を記載し、写真1枚（縦4cm、横3.5cm）を貼って下さい。
- ・ 申込書の「採用希望管区等」には、採用を希望する管区等を記載してください。

・申込書の「採用希望官職」は併願可です。

② 職歴表1部（様式2）

・海上保安庁を退職後に職歴がある場合、全ての職歴を記載して下さい。

③ 免許等

イ 海上保安大学校（航海、機関）卒業者

・海技免状の写し（カラーコピーに限る。取得見込みの者は、採用日までに提出）

ロ 海上保安大学校（通信）卒業者

・無線従事者免許証の写し1部（取得見込みの者は、採用日までに提出）

ハ 海上保安学校（航海、機関、主計）卒業者及び門司分校修了者

・海技免状の写し（カラーコピーに限る。）又は船舶料理士資格証明書の写し1部（取得見込みの者は、採用日までに提出）

ニ 海上保安学校（通信課程、灯台課程、情報システム課程）卒業者及び門司分校修了者

・無線従事者免許証の写し1部（取得見込みの者は、採用日までに提出）

ホ 航空要員として任用されていた者（海上保安大学校卒業者も含む。）

・技能証明書の写し1部（整備のみ。取得見込みの者は、採用日までに提出）

・航空経歴書1部（様式3）（飛行のみ）

必要事項を記載するとともに、航空経歴書の備考欄に定める次の必要書類をそれぞれ添付して下さい。なお、受験時に有する航空関係技能証明等は、もれなく記載して下さい。

○ 技能証明書、無線従事者免許証、航空身体検査証明書又は航空身体検査証明申請書の写し

○ 飛行時間について、最近1か月（最近のものがなければ、直近のもので可）のフライトログの写し

※ 申込書等は当庁ホームページ (<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>) から入手して下さい。

(3) 提出先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部人事課記録係 宛て

※ 申込書等を同封のうえ、封筒の表に赤字で「受験申込」と記載して郵送して下さい。

※ 郵送による申込は、8（1）受付期間の末日の通信日付印のあるものに限り受け付けます。

(4) その他

応募の秘密については、厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

提出先にて申込書等を受理後、試験地の管区等人事課から試験日時・試験会場等を記載した受付票を郵送にて交付します。8（1）受付期間の終了後、1ヵ月経過しても受付票が到着しないときは、提出先に照会して下さい。

9. その他

(1) 選考採用の可否を郵送にて通知後、採用内定に応じる者のみ、採用予定日の2週間前までに各自病院において身体検査を実施した有効な診断書を採用予定管区の人事課へ提出して下さい。

なお、診断書の内容により、採用されない場合があります。

(2) 採用日に次に該当する場合、採用されません。

① 応募資格に定める免許等が取消しとなった場合又は免許等を取得見込みの者が免許等を取得

できなかった場合

- ② 電子海図情報表示装置についての能力限定が解除できない場合（航海に限る。）
 - ③ 操縦等可能期間内の技能証明書（特定操縦技能審査／確認）又は有効な第一種航空身体検査証明を有しない場合（飛行に限る。）
- (3) 通信課程又は情報システム課程出身で、採用予定官職に巡視船首席・主任通信士を希望する者は、採用日までに船舶局無線従事者証明を受けてください。

【お問い合わせ先】 ※お問い合わせ先又は試験地の管区等人事課までお問合せ下さい。

海上保安庁総務部人事課記録係

担当：再採用試験担当

住所：〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-3591-6361

採用予定人数

海上保安庁

採用予定官職	採用予定人数
P L H型巡視船首席・主任飛行士、航空基地上席・主任飛行士 P L H型巡視船首席・主任整備士、航空基地上席・主任整備士 (航空要員として任用されていた者)	若干名
本庁の係長級 管区本部の課長補佐級・係長級 (水路課程、海洋科学課程出身)	若干名

第一～第十一管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船(艇)首席・主任航海士 巡視船(艇)首席・主任機関士 巡視船(艇)首席・主任主計士	若干名
巡視船首席・主任通信士 管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級・係長級 (通信課程、情報システム課程出身)	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級・係長級 (灯台課程出身)	若干名